

福島労発基 0515 第 6 号  
令和 8 年 5 月 1 5 日

関係団体の長 }  
発注機関の長 } 殿

福島労働局長  
(公印省略)

### 職場における熱中症予防対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、例年、関係機関に対し「STOP! 熱中症クールワークキャンペーンふくしま」への御協力をお願いしているところです。

令和 7 年の全国の熱中症による労働災害発生状況については、休業 4 日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という。)が1,681人、うち死亡者数が15人(死傷者数、死亡者数ともに令和 7 年12月31日時点速報値)となっております(別添 1)。また、令和 7 年の福島県内の熱中症による労働災害発生状況については、休業 4 日以上の死傷者数が51人と、過去最多であった令和 5 年の25人を 2 倍以上更新しており、そのうち建設業における死傷者数は11人と業種別では 2 番目に多く、こちらも過去最多を更新しております。(別添 2)。

厚生労働省では、熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受けて、令和 7 年 6 月 1 日より熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置を事業者に義務付けました。また、令和 8 年 3 月には、新たに「職場における熱中症防止のためのガイドライン」(以下「熱中症ガイドライン」という。)が策定され、職場における具体的な熱中症予防対策の実施を推進することになりました。

つきましては、「令和 8 年『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」(別添 3)に基づき、熱中症ガイドラインの実施事項について熱中症予防対策リーフレット(別添 4)により関係事業者に周知し、対策を実施していただくようお願いいたします。

【参考】

職場における熱中症予防対策（厚生労働省ホームページ）  
（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>）



熱中症予防対策リーフレット（福島労働局ホームページ）  
（[https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html)）

